

# 令和9年度川崎市使用教科用図書採択方針

## 1 目的

教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務付けられているものであり（※1・※2）、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものである。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すため、「令和9年度川崎市使用教科用図書採択方針」（以下「採択方針」という。）を定めるもの

### ※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2・3 （略）

4 教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

5 （略）

### ※2 学校教育法

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

## 2 採択の基本的な考え方

### （1）採択の権限

教科用図書の採択とは、学校において使用を義務付けられている教科用図書について、現在発行されている教科用図書の中から具体的に選定することをいい、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下（※3）、公正かつ適正に実施するものとされている。

### ※3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（1）～（5） （略）

（6）教科書その他の教材の取扱いに関すること。

（7）～（19） （略）

## (2) 採択する教科用図書

令和8年度は、川崎市立学校において令和9年度に使用する教科用図書を採択する。なお、採択対象とする教科用図書は、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書とするが、学校教育法附則第9条に規定する学校等においては、先の教科用図書以外の教科用図書を使用することができる(※4)。

### ※4 学校教育法

#### 附 則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 (略)

## (3) 教科用図書の調査審議

教科用図書の調査審議は、「教科書目録」に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものとする。

## (4) 採択の透明化

教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を事前に定め、公表するものとする。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めるものとする。

## (5) 静ひつな採択環境の確保

教科用図書の採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保するものとする。

## (6) 採択地区

ア 小学校及び中学校における採択地区(※5・※6・※7)は1地区とする。

採択地区の名称	採択地区に含まれる地域
川崎地区	川崎区 幸 区 中原区 高津区 宮前区 多摩区 麻生区

イ 川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行う。特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行う。

**※5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）**

（採択地区）

第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 （略）

**※6 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律**

（教科用図書の採択）

第13条 （略）

2 （略）

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4～6 （略）

**※7 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律**

（指定都市に関する特例）

第16条 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第12条第1項の規定にかかわらず、指定都市の区若しくは総合区の区域又はこれらの区域を併せた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第6項の規定は、前項の採択について準用する。

**（7）採択時期**

採択は、令和8年8月31日までにを行うものとする（※8）。また、9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要性が生じたときは、速やかに採択を行うものとする。

**※8 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）**

（採択の時期）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要性が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

### 3 教科用図書の調査審議

#### (1) 教科用図書選定審議会

教科用図書の審議を行うため、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）に基づき川崎市教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）を設置し、教育委員会が教科用図書の調査審議を諮問する。

審議会は、調査研究会からの報告等を参考に調査審議し、全ての教科用図書に関する審議結果を教育委員会へ答申する。

#### (2) 調査研究会

小・中学校における調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科ごとに教科用図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。高等学校においては、校内調査研究会により選定候補となった全ての教科用図書に関する内容を調査研究し、校内採択候補検討委員会へ報告する。

#### (3) 校内採択候補検討委員会

各高等学校は、校長を長とし、校内とりまとめ担当者を中心とした校内採択候補検討委員会を設置し、各校の教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会へ報告する。

#### (4) 校内調査研究会

校内調査研究会は、教育委員会からの依頼を受け、教科用図書の内容を調査研究し、小中学校は調査研究会、高等学校は調査研究会及び校内採択候補検討委員会へ報告する。また、特別支援学校及び特別支援学級設置校は、特別支援学校用教科用図書及び附則第9条図書の内容を調査研究し、審議会へ報告する。

#### (5) 調査審議の観点

教科用図書の採択に当たっては、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法の理念の実現に向けて、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

##### ア 学習指導要領との関連

○学習指導要領の各教科の目標や教育内容の主な改善事項を踏まえているか。

##### イ 編集の趣旨と工夫

○編集の趣旨は適切であるか。

○編集上の創意工夫はなされているか。

##### ウ 内容

○内容の程度は、児童生徒の発達の段階に即して適切であるか。

○既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。

○社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。

○他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。

- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。
- 川崎市の教育が大切にしている視点を踏まえているか。
- 小中高の学習の連続性を踏まえ、学校間で連携を図れるものであるか。

#### エ 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童生徒が使いやすいように配慮されているか（学習者用デジタル教科書が発行されている場合は、学習者用デジタル教科書も含む。）。

#### オ 表記・表現

- 文章表現や漢字・仮名遣い・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

### 4 教科用図書の採択手順

#### (1) 小学校用教科用図書の採択

小学校用教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択（※9・※10）する。

#### (2) 中学校及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書の採択

中学校用及び川崎高等学校附属中学校用教科用図書（※9・※10・※11）は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択する。

#### (3) 高等学校用教科用図書の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図①」のとおり行う。

##### ・教科用図書採択の観点及び採択候補一覧の作成

ア 校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する。1人しか配置されていない教科については、複数の教科で構成するなどの対応を図る。

イ 調査研究会は、各高等学校の全日制・定時制課程で、教科ごとに選任する。

ウ 校内採択候補検討委員会は、校長を委員長とし、校内とりまとめ担当者を中心として組織する。

エ 校内調査研究会は、教科用図書採択の観点を作成するとともに、教科ごとに選定候補となる複数の教科用図書について調査研究を行い、調査研究会及び校内採択候補検討委員会に報告書を提出する。発行者が1社のみの教科用図書については、その教科用図

書について調査研究を行い、報告書を提出する。

オ 調査研究会は、選定候補となった全ての教科用図書に関する内容の調査研究を行い、各高等学校の校内採択候補検討委員会へ報告書を提出する。

カ 校内採択候補検討委員会は、調査審議の観点を踏まえ、校内調査研究会及び調査研究会の報告書を基に、教科用図書採択の観点及び採択候補一覧を作成し、審議会に提出する。採択候補一覧には、採択候補となる教科用図書及び選定候補として調査研究を行った採択候補以外の教科用図書についての調査研究内容を掲載する。

#### (4) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の採択

採択手順は、別紙「採択の手順フロー図②」のとおり行う。

ア 特別支援学校用教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、校内調査研究会において調査研究を行い、審議会に報告書を提出する。

イ 特別支援学校の高等部で使用する教科用図書については、現在のところ特別支援学校用の文部科学省著作教科用図書及び検定済教科用図書も発行されていないため、教育課程について十分検討のうえ、適切な高等学校用教科用図書又は学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択するものとする。

#### ※9 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

#### ※10 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2・3 (略)

#### ※11 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(教科用図書の採択)

第13条 (略)

2 (略)

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4～6 (略)

## 5 教科用図書展示会

教科用図書の適正採択に資するため、教科用図書の見本を展示する「教科用図書展示会」を開催するものとする（※12）。

### ※12 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

（教科書展示会）

第5条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 （略）

#### <開催期間（予定）>

令和8年6月5日（金）から7月29日（水）まで

#### <会場・日時一覧（予定）>

・川崎市役所南庁舎（川崎区東田町5-4）

令和8年6月10日（水）～6月24日（水）（土・日を除く。）午前9時～午後5時

・川崎市教育文化会館（川崎区富士見2-1-3）

令和8年6月26日（金）～7月1日（水）午前10時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市幸市民館（幸区戸手本町1-11-2）

令和8年7月3日（金）～7月8日（水）午前10時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市教育会館（中原区下沼部1709-4）

令和8年6月5日（金）～6月18日（木）午前9時～正午 午後1時～午後5時

・川崎市総合教育センター（高津区溝口6-9-3）

令和8年6月5日（金）～7月15日（水）（土・日を除く。）午前9時～午後5時

・川崎市宮前市民館（宮前区宮前平2-20-4）

令和8年7月10日（金）～7月15日（水）午前10時～正午 午後1時～午後6時

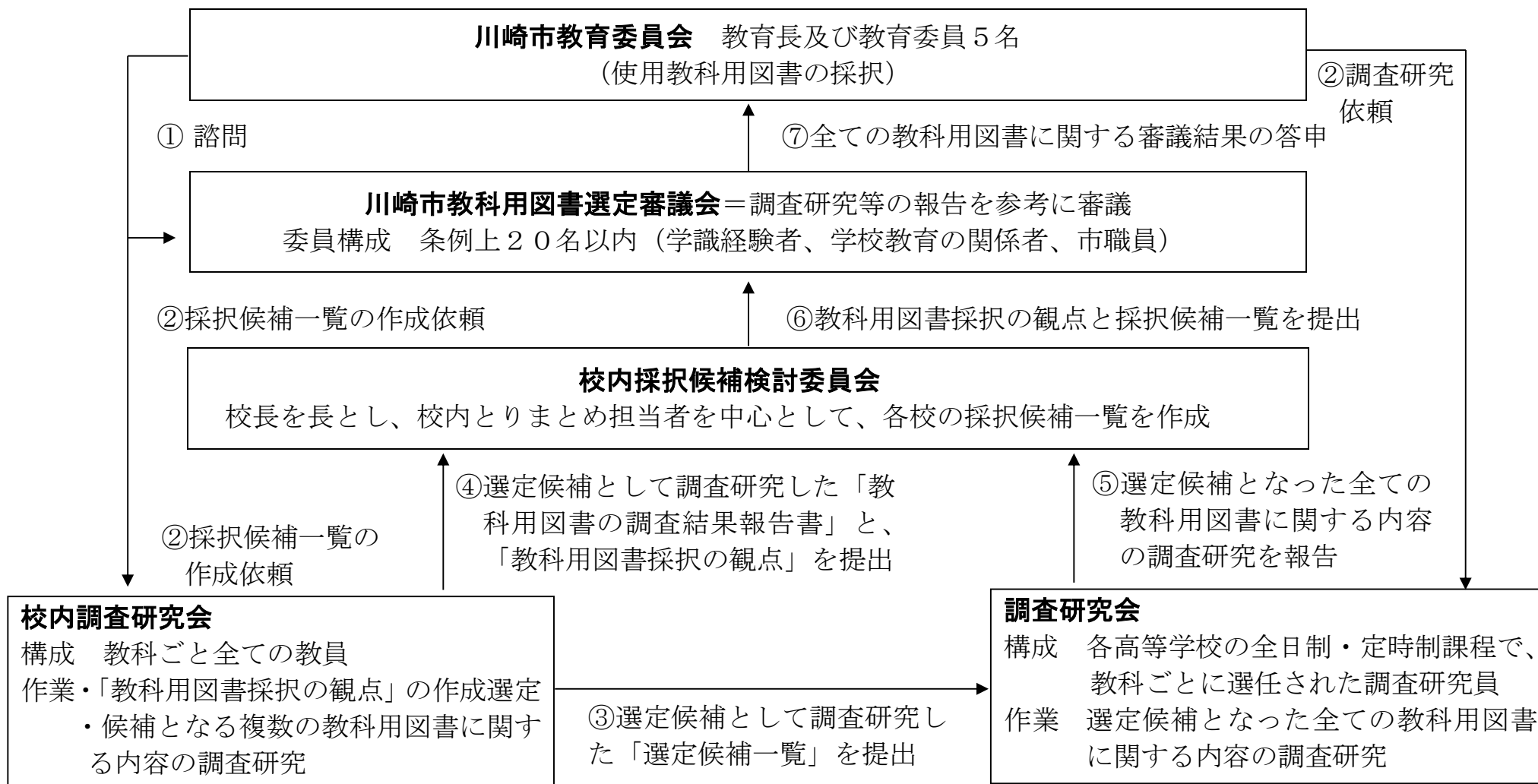
・川崎市多摩市民館（多摩区登戸1775-1）

令和8年7月24日（金）～7月29日（水）午前10時～正午 午後1時～午後6時

・川崎市麻生市民館（麻生区万福寺1-5-2）

令和8年7月17日（金）～7月22日（水）（ただし、21日（火）を除く。）午前10時～正午 午後1時～午後6時

高等学校における教科用図書の採択手順



特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順

